

令和7年度（2025年度）特別交付税（市町村分） 12月交付の概要

令和7年（2025年）12月19日
市町村課

令和7年度（2025度）特別交付税の12月交付額が12月19日（金）に決定されました。

本県市町村分の交付状況は次のとおりであり、各市町村の交付額は別紙のとおりです。

1 交付額

令和7年度（2025年度）特別交付税の県内市町村への12月交付額は101.93億円で、昨年度の12月交付額と比較して40.1%の増となってい

ます。

主な増加項目として、令和7年8月豪雨等今年度に発生した災害に係る災害復旧事業費等に応じて算定される項目や病院項目などが増となっています。

＜区分別交付額＞

単位：千円

区分	R6年度	R7年度	対前年度比 増減額	(増減率)
大都市（熊本市）分	2,040,811	2,412,044	2,040,811	(+18.2%)
都市（熊本市以外の市）分	2,799,516	4,306,162	1,506,646	(+53.8%)
町村分	2,436,923	3,474,821	1,037,898	(+42.6%)
合計	7,277,250	10,193,027	7,277,250	(+40.1%)

＜主な増加項目＞※R6→R7 増加額が大きい上位3項目を記載

単位：千円

項目	R6年度	R7年度	対前年度比 増減額	(増減率)
現年災※1	149,276	2,672,026	+2,522,750	(+1,690%)
病院※2	1,171,472	1,453,504	+282,032	(+24.1%)
災害等廃棄物処理※3	0	189,413	+189,413	(皆増)

※1：今年発生した災害に係る災害復旧事業費や災世帯数等に応じて算定される項目

※2：公立病院の一般会計繰出金に対し病床数等に応じた単価で算定した基準額を上限として算定される項目

※3：今年発生した災害等に係る国の補助金を受けて施行する災害等廃棄物処理事業に応じて算定される項目

特別交付税のあらまし

1 総額

地方交付税総額の6%に相当する額（地方交付税法第6条の2第3項）

2 決定及び交付時期

原則として、年2回に分けて決定、交付（地方交付税法第15条第2項、第16条第1項）。

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる（地方交付税法第15条第3項）。

1回目 12月に決定・交付（総額のおおむね3分の1以内）

2回目 3月に決定・交付

〔参考〕

12月交付は、災害関係経費など早期に交付することが必要なもの及び

12月交付時点において基礎数値の把握が可能なものについて交付する。

3 算定項目

次のような特別の財政需要について総務省の定めるところにより算定する（地方交付税法第15条第1項）。

（1）普通交付税の算定に用いる基準財政需要額（普遍的なものを標準的水準でとらえている）の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること。
(例：災害、干・冷害、市町村合併関連)

（2）普通交付税の算定に用いる基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること。（例：法人税割修正）